

日月付受及號局管主

合議局及受送

大務部
警第5號
13 2

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送受 月日	送受 月日	送受 月日	送受 月日	送受 月日	送受 月日	送受 月日	送受 月日	送受 月日

警保局長
昭穆
月十八日

文書課長

主任

警務課長
事務官

外事課長
事務官

防犯課長
事務官

部外秘

秘

廳事務長官宛通牒案

警保局長

支那渡航婦女取扱ノ南ニ件

高案

日	第
送	號
月	月
日	日

最近支那各地ニ於ケル秩序ノ恢復ニ

伴ヒ渡航者著シク増加レツツアルモ是等

ノ中ニハ同地ニ於ケル料理店、飲食店、

「カフェー」又ハ貸座敷類似ノ營業者ト

聯繫ヲ有レ是等ノ營業ニ從事スル

コトヲ目的トスル婦女寡ナカラサルモノ

アリ更ニ亦内地ニ於テ是等婦女ノ募集用旋ヲ為

ス者ニシテ恰モ軍當局ノ諒解アルカノ如キ言辞

ヲ弄スル者モ最近各地ニ頻出サレツツアル状況

ニ在リ婦女ノ渡航ハ現地ニ於ケル實情ニ鑑ミ

ルトナハ蓋シ必要已ムヲ得ザルモノアリ警察官當

局ニ於テモ特殊ノ考慮ヲ拂ヒ安堵ニ即スル措

置シ講スルノ要アリト認メラルルモ是等婦女ノ
募集用旋等ノ可締ニこそ適正ヲ欠カンカ帝
國ノ威信ヲ毀ケ皇軍ノ名譽ヲ害フノ事ニ止マ
ラス銃後國民特ニ出征兵士遺家族ニ好マシ
カラザル影響ヲ興フルト共ニ婦女賣買ニ
関スル國際條約ノ趣旨ニモ悖ヘコト無クシ

保シ難キヲ以テ旁々現地ノ実情其ノ他各般
ノ事情ヲ考慮シ爾今之カ可扱ニ関シテハ
左記各號ニ準據スルコトト致度依命出段
及通牒候

記

二前項ノ身分證明書ヲ發給スルトキハ假業渡航ノ假

契約ノ期間満了レ又ハ其ノ必要ナキニ至リタル

際ハ速ニ歸國スル様豫メ諭旨スルコト

三醜業ヲ目的トシテ渡航セントスル婦女ハ必ず

本人自ラ警官署ニ出頭シ身分證明書ノ發

給ヲ申請スルコト

四醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ニ際シ身分證明

書ノ發給ヲ申請スルトキハ必ず同一戸籍内ニ

在ル最近尊族親、尊族親ナキトキハ戸主ノ承

認ヲ得セシムルコトトシ若シ承認ヲ與フベキ者

ナキトキハ其ノ事實ヲ明ナラシムルコト

五醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ニ際シ身分證

明書ヲ發給スルトキハ稼業契約其他各般ノ
事項ヲ調査レ婦女賣買又ハ略取誘拐等
ノ事實ナキ様特ニ留意スルコト

六、醜業ヲ目的トシテ渡航スル婦女其他一般風
俗ニ関スル營業ニ從事スルコトヲ目的トシテ渡航
スル婦女ノ募集周旋等ニ際レテ軍ノ諒解又

ハ之ト連絡アルガ如キ言辞其ノ他軍ニ影響
ヲ及ボスガ如キ言辞ヲ弄スル者ハ總テ嚴重ニ
之ヲ取締ルコト

七、前掲ノ目的ヲ以テ渡航スル婦女ノ募集周
旋等ニ際レテ廣告宣傳ヲナシ又ハ事實ヲ
虚偽若シ誇大ニ傳フルガ如キハ總テ嚴重ニ

取締ルコト又之ヲ募集用旋等ニ從事スル者
ニ付テハ嚴重ナル調査ヲ行ヒ正規ノ許可又ハ
在外公館等ノ發行スル證明書等ヲ有セ
ズ身許ノ確實ナラサル者ニハ之ヲ認めサルコト

第二案

警保局長

陸軍省管理局長宛

陸軍省軍務局長宛

郵務省條約局長宛

亞米利加局長宛

支那海航婦女ノ取扱ニ関スル件

標記ノ件ニ関スル別紙ノ通地方長官ニ通牒

致置伏在為念并申進紙